

○静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例

別表第1(第2条関係)

(追加〔平成19年条例5号〕)

区分		使用料		
		単位	金額	
研修施設	静岡県工業技術研究所	講堂	1時間につき	1,100円
		研修室	1時間につき	550円
		視聴覚室	1時間につき	1,100円
	沼津工業技術支援センター	大研修室	1時間につき	1,600円
		小研修室	1時間につき	800円
		視聴覚室	1時間につき	850円
	富士工業技術支援センター	大研修室	1時間につき	1,650円
		小研修室	1時間につき	850円
		視聴覚室	1時間につき	800円
	浜松工業技術支援センター	大研修室	1時間につき	1,800円
		小研修室	1時間につき	800円
		視聴覚室	1時間につき	1,000円
無響室 ^{※1}			1時間につき	3,700円
電波暗室 ^{※2}			1時間につき	6,850円

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

※1 無響室：研究所（本所）及び浜松工業技術支援センターにあります。

※2 電波暗室：浜松工業技術支援センターにあります。